

1. 会合名	「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング（広告指針対応）（第14回）
2. 日時	平成24年3月22日（木）午前10時～11時
3. 議案	<p>1. 「広告等に関する指針」について</p> <p>2. アフィリエイト広告に係る「広告等に関する指針」及びアフィリエイト広告Q&Aについて</p> <p>3. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 「広告等に関する指針」について</p> <p>事務局より、当局からの指摘等を踏まえた「広告等に関する指針」の記載（アフィリエイト広告に係る記載を除く）の修正内容について説明が行われた（修正内容については別紙1、2及び3参照）。</p> <p>当該修正内容については、修正案どおりとすることとなった。</p> <p>2. アフィリエイト広告に係る「広告等に関する指針」及びアフィリエイト広告Q&Aについて</p> <p>事務局より、アフィリエイト広告に係る「広告等に関する指針」及びアフィリエイト広告Q&A（以下、「同Q&A」という）に関し、当局からの指摘等を踏まえた修正内容について説明が行われた（修正内容については別紙3及び4参照）。</p> <p>当該修正内容については、内容が不明確な一部の文言（下記の主な意見等での1つ目の指摘部分）について事務局内で再検討し、それ以外の修正内容については修正案どおりとすることとなった。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広告等に関する指針」及び同Q&Aにおいて、協会員とアフィリエイトとの契約行為を表す表現として「契約又は提携」といった文言が使われている。「契約」と「提携」の使い分けの意味については、協会員にとってわかりにくいため、文言を統一するなど、表現の修正を検討した方が良い。 → 表現を再検討のうえ、改めて修正案を提示させていただく。（事務局） ・ 「広告等に関する指針」に「ニ. バナー広告等から遷移するランディングページに、金融商品取引業者等の概要及びリスク事項について表示するよう努める。」（別紙4の2頁）とあるが、ここでいう「リスク事項」についてはどのような表示をイメージしているのか。 → 個別商品に係るリスク事項を詳細に記載するのではなく、元本損失が生じるおそれがある旨や契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨等、金融商品に係る一般的なリスク文言を記載していただくことをイメージしている。（事務局） <p>3. その他</p> <p>事務局より、本ワーキングにおいて検討された「広告等に関する指針」及び</p>

	同 Q&A については、平成 24 年 3 月末を目処に協会 W A N において「広告等に関する指針」の改訂版として正式に公表させていただきたい旨の説明が行われた。また、「広告等に関する指針」及び同 Q&A における表現や構成の細かな最終調整については事務局に一任させていただきたい旨の説明が行われ、本ワーキングの委員からの了承を得た。
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）